

Title	支那政黨史抄 (承前)
Sub Title	
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1933
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.2 (1933. 6) ,p.21- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330630-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那政黨史抄(承前)

及川恒忠

IX 中國國民黨

1 國民黨の誕生と聯露時代

一九一八年五月下野した孫文は上海に於いて専ら中國國民黨(一九一四年創立の中華革命黨は)の整理に没頭した。すなはち中國國民黨總章及び規約をつくり、政務會議を組織して一九一九年本部を上海に辦事處を廣東に設けた。この時代、孫に追隨した諸領袖は汪兆銘・胡漢民・廖仲愷・張繼・鄒魯・戴天仇・林森等であつたといふ。一九二〇年の秋、廣東に於いて陸榮廷の大廣西主義失敗し、十一月陳炯明が廣東軍總司令の名義を以て全省の軍政を總ぶることとなつたので、孫文は唐紹儀・伍廷芳等とともに廣東に歸來し、政務會議を重ねて開き、七部長(内務孫文、財政唐紹儀、交通唐繼堯、外交伍廷芳)の合議制を採用した。一九二一年四月七日、國會非常會議は中華民國政府組織大綱を議決し孫文を

(263)

非常總統に選舉し、從來の軍政府を解散して伍廷芳を外交、陳炯明を陸軍兼内務、唐紹儀を財政、李烈鈞を參謀、湯廷光を海軍の各總長に任じた。これに對し廣西の陸榮廷は又もや廣東奪回を計畫したので、孫は陳炯明・許崇智・李烈鈞等に命じて九月廣西を平定した。

孫は廣西平定後、北伐の計劃を樹て、桂林に大本營を組織したが、陳炯明が北伐に反對したため、一九二二年四月廣東に歸へり陳炯明の廣東省長及び廣東軍總司令を免じて陸軍總長專任とし、廣東軍を孫の直轄に歸せしめ、北伐軍を韶關から江西に入れ、李烈鈞の手で贛州を占領し、北伐の前途大いに望を見せた。然るに六月十六日陳炯明終に背き、孫これと相持すること二ヶ月にして八月十三日廣東を去つて上海に赴いた。廣東の民衆は陳に服せず、陳が黃埔を抵當として借款を起さんとするや、猛然起つてこれに反對したので、孫は機を見て許崇智等の北伐軍、張開儒等の雲南軍、沈鴻英等の廣西軍をして陳を包圍せしめ、一九二三年一月終にこれを廣東から逐ひ、孫は再び廣東に歸還して二月二十二日大元帥となつた。

この期間に於いて中國國民黨は一大飛躍を遂げた。すなはち新時代に適應するため黨の組織を改造するの議、領袖間に起り、一九二二年(民十一年)十一月新政綱起草委員會によつて左の草案が可決された。中華革命黨の存在はあはかなさかの如く、又非常國會に於ける國民黨系の活動も無益徒勞の

工作であつたとすれば、この一九二二年十一月可決の新政綱こそ、中國國民黨の今日あるその出發點であるであらう。

第一總 則

支那國民の苦痛は政治經濟上の自由が列國の帝國主義と支那國內の軍閥の勢力に壓迫され常に其の發展を阻止さるゝのみならず元來所有せる地位まで傷けらるゝと云ふ點に存する例へば國家の財政權と全國の金融は皆外國人の操縦する所となり又帝政時代の遺物たる軍閥は政權を壟斷し改革を阻止し兵力を以て國民を威嚇し國民の團結生存權及び共に國家の生存を計らんとする自由を束縛しつゝあり斯くの如き政治經濟狀態の下にありては全國各階級の人民悉く其の自由權を失ひ就中勞働者が最も苦痛を感じつゝあるのは當然なり又内亂の爲め一般國民の負擔は増大し惹いて公私共に困窮し産業衰へ物價騰貴し遂に國民の生存權を剝脱するに至るべし我が國民黨は民族の衰微民生の困苦に顧み多年三民主義を以て帝政と軍閥に對し惡戰苦闘し來れり、第一革命に於ては幸ひ帝政を大破したるも我黨の能力薄弱なりし爲め、未だ革命の意義を民間に普及するを得ず之が爲め今尙ほ支那國民は共和の空名を有するに過ぎざるなり最近世界の新潮は民族民權民主主義の内容を擴大し又支那國民自身も内外の壓迫の爲め革命を痛感するに至れり我黨としては此際奮起して其素志の貫徹に努め民族の解放の爲め努力せざるを得ず尤も所謂革命は革命の爲めの革命に非ずして全國の勞働者の爲めの革命なり従つて此革命が成功すれば一階級は他の階級の壓迫を免れ惹いて一民族が他の民族の壓迫を免るゝが如き完全なる新國家が建設される譯なり以上の目的を以て我國民黨は政治經濟及社會問題に就き左の如き政綱を定む

第二 政 治

(一)民族 支那は滿洲の統治權を失ひ關稅權は外國人に奪はれ外國の軍隊は國內に駐屯するのみならず領事裁判の制度外

國銀行の紙幣發行制度の横行外國の鐵道管理制度等我國の主權を侵害する不都合なる制度枚擧に遑あらず我國民は是等の利權を回收し(二)民權 全國民の集會結社言論出版居住信仰の自由權、選舉權、官吏任免權等直接及び間接の民權を確立するの要あり其内直接民權は先づ都市より始め漸次町村に及ぼし、又官吏任免權は縣より始めて省に及ぼすべきなり而して中央の行政司法官吏の任免權は臨時に各市各縣の代表者より成る國民會議に於て之を執行すること、(三)民政 我黨の民政主義は貧民救済を目的とするものに非ずして生産事業に従事する勞働者に政權を與へんとするものなり而して其具體的方法としては先づ第一に各都市の基礎及範圍を擴張し漸次各町村に及ぼさんとす

第三 經 濟

- (一) 一定の時期の後吾人の土地所有權の制限を定め其平衡を計ること
 - (二) 吾人の所有する土地に就ては一定の地價を算出し之に國稅を賦課し以て國家の土地買入の便利を計ること
 - (三) 前清皇室貴族軍閥官僚等の所有地を沒收して之を國有とし又不毛の土地を整理し國家の費用を以て貧困なる農民に分與すること
 - (四) 國家は糧食部を設け全國民の糧食事務を管理すること
 - (五) 鐵道鑛山及び大市場を國有とすること
 - (六) 厘金稅その他一切の間接稅を廢し累進法による所得稅を以て之に代ふること
 - (七) 外資を利用して公有の商業を營むこと
- 第四 社會教育及び宗敎**
- (一) 勞働者の生活狀態改善
 - (二) 勞働者八時間制度の實施

- (三) 最低賃銀制度の實施
- (四) 婦人及び少年労働者保護法の制定
- (五) 工場法の制定
- (六) 労働者傷病生命保険法の制定
- (七) 失業者救済法の制定
- (八) 労働者の教育普及
- (九) 農業労働者の虐待を禁止すること
- (一〇) 農業労働者雇傭契約に關する法律の制定
- (一一) 婦人を解放し男女平等の權利を認むること
- (一二) 義務教育制度の實施及び國家をして高等教育費用を支出せしめ内外の文化事業が同時に發展せんことを期す
- (一三) 宗教の自由
- (一四) 宗教問題を教育及び政治問題より分離すること

この案は後に整理されて一九二三年(民國十一年)一月一日正式に左の宣言及び政綱(國民黨々綱)として發表された。これが中國國民黨としての政綱發表のはじめである。

宣 言

一、前清專制は寧ろ朋友に送るも家奴に與へずの政策を持ち屢次我民族の權利を犠牲にして各國と不平等の條約を締結せり故に今に至つて清廷覆ると雖も我は竟に列強殖民地の地位に陥れり故に吾黨の持する所の民族主義に消極的には民族間の

不平等を除去し積極的には國內各民族を團結して一大中華民族を完成せんとす歐戰以來民族自決の義日に感昌明となれり吾人は當に仍ほ此精神に基き内は以て全國民族の進化を促し外は以て世界民族の平等を謀る其の大意は左の如し

(甲) 教育の普及を勵行し全國民族の文化を増進す

(乙) 條約の改正を力圖し我國國際上自由平等の地位を恢復す

二、現行の代議制度は既成民權の努末なり階級選舉は少數の操縱する所となり易し民權の眞義を踏まんと欲せば茲に下列の主張あらざるべからず

(甲) 普選制度を實行し資産を以て標準とするの階級選舉を廢除す

(乙) 人民集會或は總投票の方式を以て直接に創制復決被免の各權を行使す

(丙) 人民に集會結社言論出版居住信仰の絕對自由權あることを確定す

三、歐米經濟の患は均しからざるに在り均しからざれば即ち争ふ中國の悲は貧にあり貧なれば即ち宜しく富源を開發して以て之を富ましむべし惟だ富んで均しからざれば即ち尙ほ争を免かれず故に悲を思ふて豫防せば宜しく歐米を以て鑑となし社會經濟の均等發展及び社會經濟に關する一切の問題を同時に適當の解決を圖ることを力謀すべし其の綱領左の如し

(甲) 國家に於て土地法、土地使用法及び地價稅法を規定し一定の時期以後に於て私人の土地所有權は法定限度を經過するを得ず及び地價稅法を規定し一定の私人の所有土地は地主より價值を國家に估報し國家は價に就きて征稅し並に必要の時に於て報價に依りて之を收買することを得

(乙) 鐵路鑛山森林水利及び其他大規模の工商業の應に人民に屬すべきものは國家より機關を設立して之を經營管理し並に工人は一部分の管理權に參與することを得

(丙) 戸口を清查し耕地を整理し糧食の產消を調正し以て民食の均足を謀る

- (丁) 幣制を改良し實價を以て交易の中準となし並に税法を訂正し國債を整理し以て全國經濟の安寧を保全す
 - (戊) 工人保護法を制定し以て勞働者の生活狀況を改良し徐々勞資間地位の平等を謀る
 - (己) 婦女と男子との地位の平等を確認し並に其均等的發展を扶助す
 - (庚) 農村組織を改良し農人の生活を増進し徐に地主小作間の地位の平等を謀る
- 同人の計慮する所は尙是に止まらざるものあり右に陳述する所は只だ其厝略たり其餘の國家重大事項は將に本黨の規程に依り專任委員研究の結果に就き繼續して邦人君子を就商せんとす謹んで此に宣言す

黨綱

(一) 三民主義

- (甲) 民族主義 本國現有の民族を以て大中華民國を構成し民族的國家を實現す
- (乙) 民權主義 直接選舉の實現と男女平等の全民政治の完成を謀り人民をして左列の各權を有せしむ
 - (A) 選舉權
 - (B) 創制權
 - (C) 複決權
 - (D) 罷免權
- (丙) 民生主義 勞資階級の不平を防止し社會經濟の調節を求め全民の資力を以て全民の富源を開發す
 - (A) 實業國營 國中大規模の實業は全民に屬し政府よりこれを經營管理す
 - (B) 地權平均 國家より土地法土地用法及び地價税法を規定し以て地權の平等を謀る
 - (C) 貨幣改革 貨幣制度を革新し國內經濟の進歩を謀る

(一) 五權憲法

(甲) 立法權

(乙) 司法權

(丙) 行政權

(丁) 監察權

(戊) 考試權

五權分立を以て原則となし民國の憲法を完成す

中國國民黨をして今日『以黨治國』を實行せしめた出發點は一九二四年(民國十三年)一月の中國國民黨改組(後段参照)に在るが、その中國國民黨改組なるものも決して一日に出來たものでなく改造の端緒は實に一九二二年八月の陳炯明謀叛による孫文の上海雌伏時代に在ることを忘れてはならない。彼は上海フランス租界の寓居に於いて思索生活を送りつゝ靜かに北伐失敗の原因を考察した。その結果第一に想ひ到つたことは『支那の社會的平原』説の誤謬である。孫文は從來支那には貧富の懸隔が殆んどない、支那の社會は略々一の平原と見て差支へない、だから清朝——平原の中央に突起せる唯一の高山——さへ倒せば、國民は舉つて平等の權利と幸福とを享受し得ると考へてゐた。然るに辛亥革命によつて清朝は倒れたけれど國民には決して平原状態が來なかつた。清朝の遺産を繼承した者は袁

世凱であつた。されば又この山を崩しては見たが、こんどは軍閥といふ山が出来た。一方外國資本の侵入によつて支那にも資本主義が勃興し、資本家對労働者の對抗が漸次顯著となつて來た。こゝにも亦山が出来つゝある。——この點に考へついたとき、彼孫文の胸に嚮いたものは、レニンの次の言葉であつた。

孫文の社會學原説は小ブルジョアの反動社會主義者の理論である。支那に於いて資本主義の過程を避け得るとなし、又その産業發達の遅れたるが故に社會革命は容易であるとなすがごときは、全く反動的の空想である。支那に於いても、たとへば上海のやうな工業地が勃興するとき、労働者の勢力増大し、やがて社會民主黨をつくり、ブルジョアのユウトピアである孫文の反動思想の進化を促がし、彼の政治及び土地政策の中に含まれた革命民主主義の核心を擁護し、その成長を圖るであらう。〔支那に於けるデモクラシイと國民革命運動〕——布施勝治氏の譯に據る

孫文はこのレニンの批評に今更ながら心折したのであつた。すなはち彼はレニンに降服し從來の革命運動が主としてその基礎を小ブルジョアの知識階級に置き將又自己の利害により反覆なき既成軍閥（それ自身資本家であるところの）に依頼して北伐を遂行しやうとしたことの誤謬を痛感したのであつた。この反省の結果これまでの革命理論及び方法を一變し、労働者及び農民を主とした民衆を組織して全民衆的な組織によつて國民革命を達成することゝし、既に労働者及び農民の組織に一隻眼を具して『人民のうちへ』に手を着けてゐた中國共產黨と手を握ることの必要を悟つた。革命方法の方面に

於いてはロシア革命の展開道程に學び、既成軍閥に頼ることを全廢し、大衆を組織、訓練して黨軍の革命軍を編成しなければならぬことを知つた。更に又支那に於ける資本主義の勃興が外國資本に負ふところ多き事實に鑑み、帝國主義打倒のスコオガンを掲げて民衆の結束を堅めるの必要をも知つた。さうして以上の諸目的を遂行するためにはソウエイト・ロシアと握手することが絶対必要條件であることを確信するに至つた。

孫文はこの結論を得るとともに、早速その實行に取りかゝり露國共產主義と握手して國民黨の改造(改組)へと進んで往つた。この間の事情については汪兆銘の一九二六年一月の中國々民黨第二次全國代表大會に於ける政治報告が最も要領を得てゐるから、次ぎにその一部を譯載する。

一九二〇年から二一年にかけてソウエイト・ロシアに帝國主義者の封鎖を破りその餘力をもつて世界一切の被壓迫民衆の解放を幫助した。この趣旨によりレニンは(一)西歐の被壓迫階級に對し(二)東方の被壓迫民族に對し、これを援助し、これと聯合する計畫を決定したが、その東方に派遣した代表がマアリンであつた。マアリンは一九二一年廣西の桂林で孫總理に面會したが、總理はその結果を廖仲愷と私に打電して來た。それによると總理はマアリンに會つて非常に愉快だつた。「建國方略」中の『實業計畫』はたしかに實行出来るものだといふ確信を得た。前からソウエイト・ロシアでは共產を實行してゐると聞きロシアの經濟狀況はまだ共產を行ふ條件を具備してゐないのに、どうして共產を實行することが出来るだらうかと疑つてゐたがマアリンに會つて新經濟政策を知り、それが『實業計畫』と殆んど同じものであることを知つて愉快だつたとあつた。これが總理聯俄の起點である(中略)。一九二二年八月總理が上海に亡命するや、中國共產黨員は總理に替つて不平を抱

き陸續本黨に加入するに至つた。最先きに加入したのが李大釗で張繼の紹介だつた。李は當時總理に對し、自分は第三インタナショナルの黨員で第三インタアの黨籍を離脱するといふことは出来ないのだが、それでも構はないかどうかと尋ねた。總理は『それはちよつとも構はない。君は一面第三インタアの黨員として他面本黨に加入すればいいぢやないか。』とこたへた。これから以後中國共產黨員の本黨加入はますます増加した。ついでソウエイト・ロシアはヨッフエを中國に派遣した。彼は上海で總理と會見して共同宣言を發表し、中國現在の急務が帝國主義反抗にあることを承認した。ヨッフエが養病のために日本に赴くや、總理は廖仲愷を同行せしめて熱海で一ヶ月同宿し、ロシアの現状、その東方被壓迫民族に對する態度、ロシアが中國との提携を希望する原因等の一切を了解することが出来た。一九二二年春、廖が廣東に歸つて總理を助け聯俄の工作を實行するや、多くの同志は白眼を以てこれに對したが廖は果敢にその工作をつづけた。といふのは一ヶ月の久しきに亘つてヨッフエと討論した結果、あらゆる問題を研究しつくし、聯俄の急務を確信したからであつた。これから總理とロシアとの關係は日一日と深くなつた。一九二三年夏總理は同志蔣介石をロシアに派遣した。このときレニンは病すでに重く、蔣はレニンに會ふことは出来なかつたが、トロツキイ等に會ふことが出来て切實なる考察の結果、赤衛軍の組織と、共產黨の森嚴なる紀律とに得るところがあり、歸國後本黨の改組及び黨軍の編成に貢獻するところが少くなかつた。總理はこれよりロシアと共同奮闘の決心をますます堅くし、ロシアも亦東方民族の革命を幫助するには本黨及び總理幫助の外なきを確信し、ポロヂインを派遣し來り、その獻言によつて一九二四年一月の改組が實行せられたのである。

汪兆銘の報告に見へた『孫文ヨッフエ共同宣言』は、一九二三年一月二十六日上海に於いて發表されたもので、中國々民黨宣言及び黨綱發表の直後である。露支提携の明晰な發聲であつて、その全文は左の通りである。

孫文はソウエイト聯邦支那派遣全權大使ヨッフエとともに下記の宣言を公表する。ヨッフエは上海に於いて孫と數回會見、露支關係につき意見を交換した。次の諸點はそのうちの特に重要なものである。

(一) 孫は共產組織及びソウエイト制度は事實上支那に於いて適用不可能と認めた。支那は共產組織及びソウエイト制度をして成功せしめ得べき状態に置かれてないからである。この見解にはヨッフエも全然同感の意を表明した。支那に取つて最重要且つ焦眉の問題は、國民統一の完成と國家獨立の獲得とである。ヨッフエはこの大事業について支那はロシア國民の熱誠なる同情と援助に依頼すべきことを勧告した。

(二) 孫はヨッフエに對し、一九二〇年九月二十七日附ソウエイト政府對支通牒(外交委員長カラハン署名。その全文は村田孜郎氏著『支那の左翼戦線』四〇頁參)に列擧した原則につき、再び切實に聲明せんことを要求した。ヨッフエは孫に向ひ、ソウエイト政府は帝制時代の露支條約(東支鐵道協約をも含む)廢棄の根本方針に於いて、露支交渉開始の希望と準備とを有する旨、重ねて宣言した。

(三) 東支鐵道問題は適當なる露支會議に於いて解決さるべきである。孫は現在東支鐵道の管理を現狀維持とすべしといひ、ヨッフエも同意見であつた。現行の鐵道管理法は露支兩國政府から意見を加へず雙方實際の利益と權利の上から臨時改組すべく、孫はこれにつき張作霖と協約するであらう。

(四) ヨッフエは孫に、ソウエイト政府は外蒙古に於いて帝國主義政策を行ひ或は外蒙古をして支那から分離させる意思を絶對に有たないことを正式に宣言した。孫はこれに満足の意を表し、是に於いてロシアの軍隊に、支那實際の利益と必要上、當分外蒙古から撤退するに及ばないとした。それは現北京政府がロシア軍撤退後、白露の反赤陰謀及び敵對所爲の發生並びに現在よりも重大なる局面が醸成された場合、これが防限の力を有たないからである。(布施勝治氏の譯に據る)

2 國民黨の容共時代

この共同宣言の翌月、孫は廣東に歸つて大元帥となり、廖仲愷をヨッフエの許に派して聯露政策

のプランを立て、廖の廣東歸來後幾くもなく黨軍編成の案が成立したのでその準備のため孫文は參軍長蔣介石をロシアに派遣した(以上、波多野氏)の寄稿による。

その一方、彼は國民黨を改組する必要を認め、ポロヂンを最高顧問に聘して廣東に國民黨臨時執行委員會を組織した(ザハリイ・マルコウイチ・ポロヂンは少年時代から革命黨員であつた。嘗てケエマル・パンシャを援け、たこもある人物で、孫文とは巴里に於て一面識あり、ヨッフエ孫文會見の際、ヨッフエから推薦されてゐた)。該委員會の幹部は直に(一)國民黨は共產黨の組織に倣つて改組を行ふ(二)國民黨は三民主義を黨の綱領とす、而して共產主義と相通する主義には特に注意す(三)共產黨員の加入を許すの三根本方針を定め、右派の馮自由及び右派國民黨員にして共產黨員たる譚平山の二人を改組具體案作製の任に當らしめた。然るにこの時、早くも改組の組織並に政策が總て陳獨秀等共產黨員の意を體せるポロヂンの起草したものであつた爲め、譚平山を看板に立てたカ、ラ、ク、リと看破したる一部黨員は猛烈に非難を浴せかけた。が、それは孫文の慰撫釋明に依つて一と先づ収まり、民・十三年一月には第一次全國代表大會を廣東に召集して、國民黨の改組を斷行す可き案の骨子を得たのである。

第一次全國代表大會には、全國及び海外各地の代表計百五十六名(一省六名、半數指名に依る)が參加し、汪精衛を秘書長として會期十日間、孫文司會の下に大要左の決議をなした。

一、大會宣言(中國の現狀を宣べ對内外の原則を示す)

二、紀律問題(黨の組織及綱紀の修正)

三、國民政府組織案

四、國民黨總章八十六條の規定

次で又、中央執監委員をも選舉した。

中央執行委員(二四名)

胡漢民・汪精衛・廖仲愷・戴季陶・譚平山等常任委員の外十九名

同上候補委員(一七名)

邵元冲・彭澤民等常任委員の外十五名

中央監査委員(五名)

鄧澤如・吳稚暉・張繼・謝特・李石曾

同上候補委員(五名)

許崇智・樊鍾秀・楊庶・劉振寰・蔡元培

恐らく今次の會議で最も注意す可きことは聯露容共策が採用された點であらう。その頃、ロシアは世界赤化の手初めとして國民黨に好意を寄せ、一切の對支不平等條約並に特權を放棄したので、國民黨から見ればロシアは所謂「以平等待我」の主義に合致するものである。そればかりか、對外

策の新旗幟である帝國主義打倒に於ても亦互に相通ずるものがあつたところから、大會は先づ以て聯露政策を採用するに至つたのであらう。カラハンは今次大會に特に祝電を寄せた。それは兎に角容共政策に就いては孫文は最初(一)共產主義の理想は三民主義中の民生主義に包含せられる(即ち共產主義の圈内に包括される)。(二)新機運に向へる共產黨員を國民黨に加入せしめ以て國民黨に新生の氣を與へ且つ共產黨を國民黨化して三民主義の國民革命を促進す——との解釋と意向とを持つて居た。又李大釗も、余等は三民主義を信奉し黨章を遵守して國民革命に参加する爲め個人の資格を持つて加入するものにして絶対に國民黨を共產黨化せんとして加入するものに非ず、と宣言した爲め、國民黨内には一部の反對はあつたが終に押し切つて容共の方針を決定したのである。

然しながら第三インターの傀儡である共產黨員は顧問の露人と相謀り、國民黨の乗取りと共產革命とを計畫してゐたので、ソヴェート聯邦の外蒙獨立援助並に東三省侵略が、北京政府の認むる所となつたのを内心喜んでゐた。然し其後ロシア大使館を始めとし各地の領事館は、全く共產主義宣傳機關と化した結果、延ひては國共分裂、共產黨員追放、「ソ」領事館の閉鎖及び領事退去の要求となり、「ソ」支國交斷絶の状をすら呈するに至つたのであるが、改組の結果、國民黨が從來の面目を一新したことは見逃し得ざる所である。則ち

一、組織を嚴密にし、規律的有機的となれること
 二、腐敗分子をのぞき青年黨員を増加し、且つ黨の絶對性即ち以黨救國建國治國の原則を確定せること

三、三民主義を根本信條として國民黨政綱を確定し一般に宣示せること

四、宣傳に依り農民・勞働者・商民・學生等民衆運動喚起の方針を採用せること

等は其主要なる點であらう。

又、本大會を通過した「中國々民黨政綱」なるものは次の如きもので、爾來、國民黨政策の重點をなしたものである。

中國國民黨政綱

對 外 政 策

- (1) 一切の不平等條約、外人租借地、領事裁判權、外人關稅管理權の如き及び外人が中國境内に在りて行使する一切の政治的權力の中國主權を侵害するものは皆當さに取消し重ねて雙方平等にして互に主權を尊ぶの條約を訂すべし。
- (2) 凡そ自ら一切特權を放棄することを願ふ國家及び中國主權を破壞するの條約を廢止することを願ふ者は中國皆將に認め、て最惠國となすべし。
- (3) 中國と列強と訂するところの其他の條約にして中國の利益を損するものは須らく取ねて新たに審定すべく務めて雙方の主權を害せざるを以て原則となす。

- (4) 中國借るところの外債は當さに中國をして政治上實業上損失を受けざらしむる範圍内に在りて保證し並に之を償還す。
- (5) 庚子賠款は當に完全に劃して教育經費となすべし。
- (6) 中國境内責任を負はざるの政府、賄選竊借の北京政府の如き其の借るところの外債は以て人民の幸福を増進するに非ず乃ち軍閥の地位を維持する爲めに此等の借款を行使し賄買し侵呑し盗用するを得しむるものにて中國人民に償還の責任を負はず。

(7) 各省の職業團體(銀行公會)社會團體(教育權)を召集して會議を組織し外債償還の方法を籌備し以て債務に困頓するに因りて國際的半殖民地の地位に陥るを脱離せんことを求む。

對内政策

- (1) 中央及び地方の權限に關しては均等主義を採り凡そ事務の全國一致の性質あるものは劃して中央に歸し地方に因り宜しきを制するの性質あるものは劃して地方に歸し中央集權制或は地方分權制に偏せず。
 - (2) 各省人民は自ら憲法を定め、自ら省長を擧ぐることを得、但し省憲は國憲と相抵觸するを得ず、省長は一方面本省自治の監督となり一方面中央の指揮を受け以て國家の行政事務を處理す。
 - (3) 縣を自治單位になすことを確定す、自治の縣は其の人民直接に官吏を選擧し及び罷免するの權あり直接に法律を創制し及び複決するの權あり。
- 土地の稅收、地價の増益、公地の生産、山林川澤の息、礦産水力の利は皆地方政府の所有となし以て地方人民の事業を経營し及び育幼、養老、濟貧、救災、衛生等各種公共の需要に應ず。
- 各縣の天然富源及び大規模の工商事業にして本縣の資力にて發展興辦する能はざるものは國家當さに加ふるに協助を以てすべし其の獲るところの純利は國家と地方と之を均ふす各縣の國家に對する負擔は當さに縣歲入の百分の幾つを以て國家

- の収入となすべし其の限度は百分の十より少きを得ず百分の五十を超過するを得ず。
- (4) 普通選挙制を實行し資産を以て標準となすの階級選挙を廢除す。
- (5) 各種の考試制度を釐訂し以て選挙制度の窮を救ふ。
- (6) 人民に集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全自由權あることを確定す。
- (7) 現時の募兵制度を以つて漸次改めて徴兵制度となし同時に下級軍官及び兵士の經濟狀況を改善し並に其の法律地位を増進することに注意し軍隊中の農業教育及び職業教育を施行し軍官の資格を嚴定し軍官を任免する方法を改革す。
- (8) 田賦地稅の法定額を嚴定し一切の額外徵收を廢止す釐金等の類の如きは當さに一切之を廢絶すべし。
- (9) 戸口を清查し耕地を整理し糧食の産銷を調正し以て民食の均足を謀る。
- (10) 農村の組織を改良し農人の生活を増進す。
- (11) 勞工法を制定し勞働者の生活狀況を改良し勞工團體を保障し並に其の發展を扶助す。
- (12) 法律上、經濟上、教育上、社會上に於て男女平等の原則を確認し女權の發展を助進す。
- (13) 教育の普及を勵行し全力を以て兒童本位の教育を發展し學制系統を整理し教育經濟を増高し並に其の獨立を保障す。
- (14) 國家より土地法、土地使用法、土地徵收法及び地價稅法を規定し私人所有の土地は地主より估價して政府に呈報し國家は價に就て徵稅し並に必要の時には報價に依つて之を收買することを得。
- (15) 企業の獨占的性質ある者及び私人の力の辦する能はざる所となすもの鐵道、航路等の如き當さに國家より之を經營管理すべし。

以上擧ぐるところの細目は皆吾人の認むる政綱の最小限度、目前中國を救済する第一歩の方法となすところなり。

國民黨は右の政策を信條として革命外交に邁進し、所謂帝國主義及び其傀儡である軍閥を打倒

して支那民族の解放を求むると共に、支那を經濟侵略の苦痛から離脱せしめんとしたのである。民衆使喚に依る排外運動の樞頭は彼等の所謂國民革命達成の手段であつた。民國十三年末、孫文北上の際に於ける宣言も亦この趣旨に外ならない。殊に同年南支那に於て外人使用支那人が頻繁に罷業を起し始めてから、列國の對支政策は甚しく強硬となつたが、之は反つて民衆一般の神經を刺戟する結果を招來し、國民黨の排外運動は是がため益々勢を得るに至つた。今、一、二の實例に就て見る。一九二五年五月上旬、上海の日本紡績工場に支那勞働者致死の事件起るや、憤慨せる學生、勞働者、市民等の示威運動は三十日、南京路に於て外國官憲との間に一大衝突を來し、所謂五卅事件なるものを惹起したが、全國の商人學生工人等は終に罷市罷業を行ひ、排日排英の氣勢を煽り、當局の嚴重なる抗議を督促すると共に各方面に各種の宣傳を試みた。此運動は間もなく一轉して租界の回收、領事裁判權撤廢の聲に姿を變へて往つたが、裏面に國民黨員の聲援があつたことは明かである。越えて六月、漢口に於て英兵の發砲事件あり、廣東には沙面事件あり、益々民衆一般の排外激昂を煽り、南支一帶に於ける各團體は對外經濟絕交をすら決議し、終に香港三十萬の支那勞働者は十五ヶ月間に亘る罷業を以て對英ボイコットを斷行した。斯くて對外關係は益々紛糾を重ねたが、この種の緊張は國民黨による國民政府の成立を促す原因ともなつたのである。

翻つて對内政策に關しては、孫文は、改組後廣東大學に於て、國民黨の綱領である三民主義の講演をしたる外、建國大綱なるものを公にしたが、他の一方に於て北方の時局收拾と國民黨主義の宣傳とを目的としたる『北上宣言』を發し、以て國民會議の開催及び不平等條約の撤廢を提唱したのである。

そは兎に角、第一次大會終了後、中央機關にはいづれも國民黨の録々たる人士が選任された。

組織部長	譚平山	工人部長	廖仲愷	海外部長	林森
宣傳部長	戴季陶、汪精衛	農民部長	林祖涵、彭澤民	實業部長	汪精衛
青年部長	鄒魯	婦女部長	廖泳均、何香凝	商人部長	伍朝樞

かく要路の配置を終りたる孫文は、由來、國民黨には強力なる軍隊がなかつたところから、黨○軍○設置の必要を認め、「ソ」聯邦視察を了りて歸國したる蔣介石をして、赤衛軍に倣つて中國々民黨軍官學校設立の籌備に當らしめた。而して六月^(十三)には早くも開校式を舉行し、蔣介石自ら校長となり黨軍の基礎確立に邁進するに至つた。

翌七月十一日國民黨政治委員會^(政治會議の前身)第一次會議が舉行されて、(一)黨務に關しては中央執行委員會に對し責任を負ひ事前に通告するか又は後に追認を求む、(二)政治及外交問題は直接總理^(或は大元帥)に裁決を仰ぐこの事が決議されたが、此決議は翌十四年の國民政府成立の前提をなしたも

のである。其の後十一月十三日孫文は胡漢民に大元帥の職權を代行せしめ、蔣介石には東征を命じて自らは北上したが、十二月卅一日北京に入るや病重り、遂に翌年三月汪精衛・吳稚暉・宋子文等の副署したる遺囑案(國民黨及び家族に對するもの各一通)を残し、十二日、時局の解決を見ずして長逝した。然しながら國民黨に對する北方人の理解は孫の北上によつて大に加り、入黨者激増して黨の北方勢力は著しく増大したことは事實である。

民・十四年六月國民黨の第十四次政治委員會會議は建國大綱に基いて國民政府を愈々組織する事に決定し、

- 一、中國國民黨執行委員會内に政治會議を設け國民革命を指導す。
 - 二、政治方針は政治會議に於て決定し政府の名義をもつて執行す。
- の根本原則を決定した。政治會議委員は左の人々であつた。

一、孫文の指名に依るもの

胡漢民 汪精衛 廖仲愷 五朝樞(秘書) 邵元冲 戴季陶 譚平山(後盟秋白代る)

二、委員の推舉に依り加はりたるもの

譚延闓 孫科 許崇智 譚平山 蔣介石

當時國民黨は廣東の統一略ぼ完成を遂げた爲め、内治外交を直接に處理する機關設置の必要に迫

られてゐた。そこで廣東政府の大元帥府を改めて新に國民政府を組織したのであつて、七月一日その正式の成立を宣布し、合議制を採用して國民政府委員十六名並に三部長を左の通り選任した。

主席委員 汪精衛

委員

胡漢民・孫科・許崇智・伍朝樞・張繼・徐謙・譚延闓・戴季陶・林森・張靜江・程潛・廖仲愷・古芬・朱培德・于右任

軍事部長 許崇智

外交部長 伍朝樞

財政部長 廖仲愷

之に依つて初めて國民黨は獨立政府を具有した譯である。越えて三日省政府組織法公布され、廣東省政府、廣州市政府も成立した。

然しながら孫文の死に依つて統帥者を失へる國民黨はその中心勢力に動搖を來した。幹部領袖である胡漢民の政治、汪精衛の黨務、廖仲愷の財政、蔣介石の軍事を合體したる統一の意志は終に實現の運びに至らず、加之、共產黨の策動も加はり、國民黨は却つて分裂の危機を孕んで往つた。即ち國民黨改組に當り、第三インターの指令によつて國民黨に加入したる共產黨員は、ポロデンを通じて其の指揮を受けて居た。又、廣東に於ては、譚平山は自ら組織部長の地位を利用して内部の赤化に努め、十三年六月鄧澤如・張繼・鄒魯の三名が共產黨罪跡の彈劾案を提出するや、之を一蹴したばかりか、或は廣東大學を赤化して校長鄒魯を放逐し、或は陳獨秀・詹大悲・李大釗を幹部とし各地相呼應して全支赤化の工作を進め、更に汪精衛と結んで國民黨乗取りの準備を廻らすに至つた。折

から八月二十日廖仲愷暗殺事件あり、是を機として汪精衛及びボロヂンは特別委員會を組織して戒嚴令を布き、反對者を逮捕監禁してその驅逐を謀つた。斯くて胡漢民は廣東を追はれて入露し、謝持・林森等反共產派要人も亦相前後して廣東を去つた。此事件は第三インターの指令を受けた共產黨と國民黨乗取りの野心を懷いた汪精衛との提携に依つて行はれたものであることは曰ふまでもないが、『革命は左へ、不革命並に反革命は右へ』との左右分野が、此事件によつて判然するに至り、斯くて、廣東は全く左派の手中に落ちて往つた。

他の一方、廣東を追はれたる林森・鄒魯・居正等の一派十五名は十四年十一月二十三日北京西山に於ける孫文の靈前に於て國民黨救正を目的として集會し、共產黨員の黨籍解除、ボロヂンの免職、第二次全國代表大會の代表選舉法修正を決定せる宣言を發表した。茲に於て國民黨は、判然と左右兩派に決裂した。右派は西山會議をもつて清黨の行動なりとし、左派は之れを黨章に違反せるものと痛罵し、爾後各級黨部も左右に分れ、翌十五年の第二次全國代表大會は廣東(左派)上海(右派)の兩所に召集せられ兩派の抗争は愈激烈化したのである。

廣東に於ける左派第二次全國代表大會は十五年一月一日より十九日まで開催せられた(元來、第二次大會の際、十三年八月十三日を以て廣東に召集するものと定められてゐたが、孫文の死後左右兩派の反目の爲め、召集の運びがなからず、此時まで延び延びになつてゐた) 集まるもの二百五十六名、その

中約五分の三は共產黨員であつた。決議事項の主なるものを擧ぐれば

- 一、孫文遺囑接受案
 - 二、對外政策振興案(特に聯露政策の強調)
 - 三、ボロヂンの繼續傭聘並に西山會議派委員彈劾案
 - 四、國民黨總章の修正
 - 五、宣言の發布(汪精衛起草)
- 等である。

一方、西山會議の産出せる中央黨部右派は三月二十九日、黃花崗紀念日を期して、上海に第二次全國代表大會を召集した。列席代表は百五十名で、その三分の一は上海に於て指名せられたものであるが、廣東の第二次全國代表大會に列席せる國民黨海外代表も來會した。然るに之に對して廣東に居た蔣介石は、廣東國民政府の聯露政策を維持すると共に這の上海第二次全國代表大會には反對である旨を聲明し、國民政府も亦、右第二次大會に列せる委員又は代表にして廣東に來るものあらば逮捕すべしと宣言した。

由來、孫文が國民黨の改組を斷行した時、之に加入した共產黨員は概ね第三インターの指令を奉じて居たのである。さればボロヂンは陳獨秀を巧みに操り譚平山を舞臺に立たしめ先づ彼等をして

個人の資格をもつて國民黨に加入せしめ、以て國民黨を内部より共產化する方策を常に考へて居た。ポロヂンは之によつて漸時に中央黨部を浸蝕し、國民黨乗取りの企てを進めてゐたのである。従つて廣東・上海の左右分野が判然するに至つてからは、廣東共產派の地歩は愈々確立する結果を招來し、引續き召集されたる第一次執監全體會議に於ては共產派は全く中央の全權を把握して了つた。之より先き、兩廣の統一完成して總司令蔣介石の名望次第に加はるや、左派汪精衛は蔣介石の兩廣統一の功を李濟深一人に歸するが如き言辭を弄して、ことさらに反蔣の氣勢を擧げたるを始めとし、左派要人は凡ゆる機會を捕らへて反蔣運動を試みた。是等の謀略は一つとして成功しなかつたところから、左派は軍權を掌握せんものと、蔣驅逐の非常手段を用ひる陰謀まで企てた。然るに蔣介石は先づ機先を制し、一部の共產黨員を中央黨部より驅逐し、軍權奪取の計畫を畫餅に歸せしめた。之れが所謂十五年三月二十日の中山燈事件である。之れは要するに共產黨が國民黨の軍權を握らんとして失敗したものであつて汪精衛の如きはその所在を不明にした。斯くて五月十五日、共產黨に對する制裁を目的として第二次執監全體會議が開會された。然るにポロヂン・徐謙・干樹徳・顧孟餘等は極力反共氣分の緩和に努めた結果、本會議は結局黨務整理を主題とする會議に終り、所謂清黨の實は擧らなかつた。隨つて容共は聯共と化し、今後は兩黨が同等の地位に立つて黨政を議す

るといふ奇怪なる状態を現はすに至つたのである。併しながら、國民黨の理想は共產黨の反對に拘らず北伐の敢行にあつた。随つて、蔣介石は十五年六月六日の國民政府軍事委員會に於て總司令に任命されるや、七月九日第一軍より第八軍までの編成をもつて北伐の途に上つたのである。

北伐の反對遂に功なきを見た共產黨員は、其の幹部全員を擧げて北伐軍に従軍し、軍隊を始めとし征服地の農民・勞働者・學生・青年の赤化に奔走した。其結果朱培徳の第三軍、魯滌平の第二軍、程潜の第六軍はいずれも赤化することを得て逐日勢力を扶植して往つた。

一方、北伐軍の湖南・湖北・江西の平定は意外に速かに行はれた。其結果、對時局の必要から廣東の政治會議は蔣介石の發意によつて黨部及び政府の北遷(武漢)を議決し、十一月十六日外交部長陳友仁・財政部長朱子文・司法部長徐謙・交通部長孫科・中央宣傳部長顧孟餘等は廣東を去つて武漢に先發した。然るに後發の譚延闓(中央黨部委員)は十二月七日廣東を出發したるに武漢には赴かず、南昌に入り、蔣介石の來着を俟つて此處に南昌會議を開き、武漢への遷都に反對である旨を議して武漢派に拮抗する態度を示めした。之に對して武漢派は、十二月十三日の會議に於て、今後武漢に國民黨中央黨部と國民政府委員とを以て聯席會議を組織し、國民政府が武漢に移るまでの間、國民政府の職權を代行することに決し、翌十六年一月一日より數日に亘つて國民政府移轉記念祭を舉行した。

かゝる間に第三次中央執監委員會全體會議は、武漢・南昌兩派の紛々たる論争の裡に、結局、三月十日より武漢に開かるゝこととなり、譚延闓其他南昌派要人も之に参加した。尤も蒋介石は形勢を觀望して九江に留まり武漢には参加しなかつた。

全體會議は徹頭徹尾、共產派が之を操縦した。蒋介石の獨裁は極端に非難され、その總司令の職より一軍事委員に黜けられ、之と同時に右派委員の占めたる要職は何れも蹂躪されて擁汪排蔣の聲が擧げられた。

3 國共分裂と其後の國民黨

蒋介石は兩湖共產化の傾向餘りに甚しいのに驚いて九江より急遽南昌に再び立戻つたが、武漢派の反蔣策動に對しては憤慨措く能はず、そのため幾度か南昌派及び武漢派決裂の危機が現はれた。併し蒋介石は先づ浙江・江蘇・安徽の東南地方を克伏して自己の地歩を固め、然る上に清黨救黨を謀るの外なしと信じてゐた。そこで三月下旬、彼は南京・上海を其手に收むるや、自ら上海に赴き胡漢民・吳稚暉・張靜江・蔡元培・李石曾・何應欽・李濟深等要人と相謀つて護黨救國の大計を議した。之に對して中央監察委員の吳稚暉は

一、共產黨は國民黨内に蟠居し、國民黨乘取りを謀るが故に救黨の爲には之に制肘を加へる外な

し。

二、國民政府は現在ボロヂンの支配下にあり、若し將來共產黨が中國を篡奪することあらばソツ
 エイト帝國主義の下に隸屬するに至るべし。

この二點を擧げて、四月二日、上海に中央監察委員會緊急會議を召集し、自ら共產黨查辦案を之に
 提出した。本會議は各地共產黨の行動に就き軍警當局をして嚴重監視懲辦せしむること、武漢聯席
 會議並に第三次中央執行委員會全體會議を不法とし其の命令一切を否認す可きこと等を議決した外、
 護黨救國の通電をも發した。緊急會議列席者は蔡元培・李石曾・吳稚暉・張靜江・陳果夫・古應芬・李宗
 仁・黃紹雄等の要人で、右派に屬せる委員としては蒋介石・胡漢民・戴季陶・李濟深・柏文蔚・伍朝樞・
 甘乃光・李烈鈞・何應欽等であつた。

されば、蒋介石及びその一派は愈々共產黨排撃の決意を固くした。彼は其後間もなく李宗仁・黃紹
 雄と共に上海及び南京の共產黨驅逐のクーデタを敢行したが、他の一方、李濟深も廣東に赴いて一
 切の共產黨機關を閉鎖した。かくて『清黨』運動は引續き各地に行はれ、黨及び軍隊に於ける左傾分
 子は暫時に驅逐されて往つた。

かゝる間に上海に形勢を觀望してゐた中央執行委員及び監察委員は、四月十五日南京に赴き汪精

衛の説に従つて茲に執監委員會を開きて(武漢派は)南京を以て國都と定むる旨を議し、次いで四月十七日には彼等自身を以て中央政治會議を開き、南京遷都を正式に議決した。而して翌十八日には國民政府成立の典禮を舉行し、中央政治會議の名を以つて南京建都の宣言を發し、且つ共產黨の驅逐、三民主義の實行、軍閥の肅正並に帝國主義の打倒をも宣揚した。併し之に對する武漢の敵對は依然たるものであつた。殊に南京側が汪精衛・譚延闓等の來賓を懲罰したにも拘らず、彼等之に應ぜずして公然反南京の態度を示した爲め、兩派の軍隊は安慶・九江を中心として相對峙するに至つた。

此頃北平に於ては大元帥張作霖も亦共產黨彈壓を敢行し、ロシア大使館を探查して共產黨員を捕へ共產文書を押收したる上、李大釗・路友子等黨員二十餘名を死刑に處したものである(モスコイ第三國際から共產黨の國民黨脱退を訓令し來つたのも其前後のことである)。六月に入り、馮玉祥が表面に現はれて來た。彼は先づ譚延闓・徐謙・孫科・唐生智の武漢政府要人と鄭州に會商し、次いで蔣介石・胡漢民等と徐州に會合して北伐及び對武漢策に就て協議した。其結果、蔣・馮連名を以て彼等は北伐の完成に全力を盡す可き旨の通電を發した

が、馮玉祥は別に武漢共產派の行動に不滿なること、ポロヂンを解職歸國せしむ可きこと、武漢政府委員は外遊を欲する者以外は一致して赴賓することを希望すること、唐生智は鄭州以北に自動して北伐に参加すること——等の意見を表明した。併し、彼の意見は大部分顧みられなかつた。殊に

(202) 唐生智は北伐參加を肯ぜず、湖南に歸つて自ら省政府の改組を行ひ、南京の護黨運動を否認したのである。

他の一方、武漢に於ても國民黨員の反共氣勢漸く濃厚となり、其爲め武漢政府内に國・共二派の軋轢を醸してゐたが、遂に張發奎・朱培德・程潛・賀龍等の共產派は三路に分れて下江し、南京攻撃の舉に出た。之に乗じて北方の孫傳芳も赤軍を督して南京に迫つた爲め、北伐に當つてゐた蔣介石軍は引返して應戦せざるを得なかつた。

かゝる間に武漢の國民黨派は斷然有勢になつて往つた。彼等は共產黨を以つて國民革命を阻害しその前途を誤るものと考へた。彼等は共產黨と完全に分離することを欲し、武漢の黨部をして遂に共產黨取締令を出さして了つた。之が爲めボロヂンは陝西經由歸國の途に就き、葉挺・賀龍等は南昌に於て別に共產政府を樹立し、陳友仁も亦武漢を去り、譚平山・林祖涵等は武漢政府より除名され、共產黨は愈々壓縮された。併し、唐生智の倒蔣運動は之と同時に愈々顯著となり、汪精衛の反對態度も亦益々露骨になつて往つた。八月に入り蔣介石が南京を去り上海に於て下野通電を發し日本に游んだのも實はその爲である。

ともあれ、蔣介石が下野したので、胡漢民・李石曾・吳稚暉・張靜江・蔡元培等も、是まで武漢南京

合作の斡旋に盡して來た馮玉祥に後事一切を委かせ、近く開かれる筈であつた第四次執監全體會議豫備會議にも不参加を電報し相次いで下野した。此に於て汪精衛は漢口より下江上海に來り、武漢・南京合作の運動に着手しようとしたが、上海南京に於ける反汪熱の意外に強きものあるを識つて、意の如くならず暫く機の到るを俟たねばならなかつた。

けれども合作の機運は既に熟して居り、一方、馮玉祥の調停もあつて、漢(武漢派にして國民黨左派)、(南京政府側にして中間派)、(極右派即ち西山會右派)、(議派及無所屬右派)の三派は、次の解決法を協議するに至つた(李宗仁・何應欽・白崇禧等)の奔走も亦見逃がせなかつた。

一、第一次全國代表大會選出の執監會議委員全體會議を召集すること

二、廣東及び上海の兩第二次全國代表大會選出の執監委員の聯席會議を召集すること

三、中央特別委員會を組織すること

次いで李宗仁は南京側を代表して九江に赴き、譚延闓・孫科と會見して合作の打合せを行ひ、更に上海に於て汪精衛・陳公博・徐謙・朱培德等と合作の具體案を協議した。斯くして九月十五日、各派要人は南京に會同し、臨時中央執監聯席會議なるもの開かれた。但し汪精衛・陳公博は參加せず、出席委員二十名を以て

一、彭澤民・鄧演達の徐籍並に徐謙・陳公博等五名の查辦

二、中央特別委員三十名の選出

の二項を決議し、翌日遂に武漢・南京合作の宣言を發した(更に本會議は國民政府委員四十三名、軍事委員會委員六十六名の選舉を行ひ且つ各機關の整理を行つた)。

此に於て中央の職權は右、中央特別委員會の行使する所となつたが、汪精衛は合作に先立ち共產黨に關するの故をもつて辭職下野、陳公博・顧孟餘も合作に反對し、胡漢民・吳稚暉は武漢派に對する意見の相違より參加せず、蔣介石は既に下野して寧波に在り、折角成立した中央特別委員會の權威も甚だ薄弱なるものであつた。隨つて後述する第四次執監全體會議の開かれるまでは、黨は統率者を失へる形にて混亂の極をつくし、背反離散、洵に常なきの姿であつた。即ち中央は元老を擁立する西山會議派の掌中に歸したものの、少壯分子は之を喜ばず、他方汪精衛一派は再び漢口に歸つて唐生智と結び、武漢及廣東政治分會を復活して中央特別委員會を否認する對抗政權の樹立を策し、第三インターの操る葉挺・賀龍・周恩來・鄧演達・譚平山等の共產軍は汕頭に赤色政府を組織し、無錫には農民暴動が勃發する等、恰も亂麻の狀を呈するに至つたのである。此間、國民政府が毅然として反對分子の平定を期し、先づ武漢討伐に成功して唐生智を遂に下野せしめたことは賞讃に値ひするところである。

日本の朝野に接觸しつゝ、好機を窺つてゐた蔣介石は、十一月に入るや歸國して自己政治圈の確立

に邁進した。總司令に復職した彼は、十七年一月四日、南京に入つて國民黨大同團結を標榜し、自ら元老派を説伏する傍ら廣東派委員の辯護に努めた。其結果、汪精衛・甘乃光・陳公博・顧孟餘の四名は遂に引入れることが出来なかつたが、兎も角、法定數だけは集めることを得て、二月二日第四次執監全體會議を南京に召集開會することが出来た。而して本會議に於ては

一、中央黨部改組案。二、各地黨部整理案。三、國民政府改組案。四、軍事委員會並に總司令部組織大綱。五、北伐期限完
成案。六、政治會議改組案。七、國民政府及び軍事委員會の委員の選舉。八、第四次執監全體會議宣言。

等の重要案件が議決された外、中央黨部各部々長の任命も次の如く行はれた。

組織部長 蔣 介 石 宣傳部長 戴 季 陶

訓練部長 丁 惟 芬 秘書處 干右任 戴季陶 丁惟芬

猶、本會議は各省の黨務委員を任命して各省の黨務整理を行ふ旁ら、大舉第三次北伐の師を起すことを決議したのである。

北伐は津浦鐵道の第一集團軍(蔣介)隴海線の第二集團軍(馮玉)山西の第三集團軍(閻錫)及び京漢沿線の第四集團軍(蔣)の聯合作戦に依つて進展し、六月六日には早くも北京を占領して、あらゆる國民黨員を狂喜せしめた。されば、やがて開かる可き第五次執監全體會議は訓政期劈頭の會議として多

大の期待を以て迎へられてゐたが、八月一日、開會間際に至り、監察委員張靜江・吳稚暉・李宗仁等は、猛然、左傾派委員陳樹人・王法勤等の出席に反對し、會議は最初から行き惱みを生じた。

然し、蔣介石は之に對して先づ右派たる張靜江等監察委員並に廣西派(李濟深・李宗仁)の説服に努め、政治分會の存續を條件として漸く廣西派の出席を受諾させ、他方、上海に於て宋子文をして左傾派を説かしめたる上、八月四日には自ら上海に赴き同派の出席をも受諾せしめた。かくて八日、陳樹人・何香凝等も來賓して茲に開會式舉行(同)の運びとなつた(陳公博・顧孟餘二人は通共嫌疑者の中心人物なる爲め一般の意嚮を憚り來賓せず)。然るに左傾派委員は、俄然、監察委員改選案並に政治分會取消案を提出し、右派(監察委員の有力者は殆ど右派である)及廣西派に對して挑戰的態度を露骨に示した。廣西派は李石曾・張靜江・蔡元培等の元老と相謀り、清黨案並に政治分會存續案を提出すると共に、蔣介石の違約と優柔不斷の態度を非難した。而して張靜江・李石曾の兩人は共産分子の列席する會議には監察の責に任じ難しとて缺席の通知を發して上海に去り、李濟深亦湯山に赴きたるまゝ、出席を肯じない。

於是乎、會議は遂に停頓せざるを得なかつた。蔣は陳果夫(蔣の懐刀)を上海に派し勸説に努めたが、吳稚暉・李石曾・張靜江・李宗仁等の結束堅くして陳の説服も效を奏さなかつた。

依つて十一日、蔣は彼自ら上海に赴いたが、監察委員の態度は甚だ強硬で奈何ともする方策なく、

十三日、空しく歸寧し、事態は愈々險惡の度を加へた。然し、來寧以來、會議列席の資格を認められながら自ら列席せず形勢を靜に觀望してゐた馮玉祥は再び斡旋の役目をつとめた。而して會議は遂に十四日開催せられるに至つた。勿論、左傾派は依然として出席せず、辛うじて十九名の法定數を得たに過ぎなかつたが、議案の審議は一瀉千里、十五日閉會式を舉行した。

本會議に於ける重要議決案件は左の如きものである。

- 一、總理安葬を十八年一月一日とす
- 二、五院の成立
- 三、政治分會を十二月末まで存置す
- 四、訓政期に於ける約法頒布
- 五、軍事整理案
- 六、十八年一月一日第三次全國代表大會を召集す
- 七、中央政治會議委員四十六名の選任

第五次執監全體會議の無事切抜によつて國民政府の地位は曲りなりにも固まつたので、茲に國民黨並に國民政府は、對外的には所謂革命外交を振翳して不平等條約の撤廢に猛進し、對内的には地方自治の訓練工作に着手し初めた。

(297)

此頃胡漢民は外遊から歸國した。彼は直ちに蒋介石と提携して中央に占位したので、左派は之を快しとせず、北伐の苦境時代を悠々外遊してゐながら、今更歸國して中央を壟斷するは不當である、とて胡及右派の横暴に憤慨し是を非難した。中にも于右仁・李烈鈞・丁惟芬の如く中央に何等の地位を與へられなかつた要人は是を機會に決然南京を去つて了つた。併し、中央に於ては蔣・胡・馮・閻・李（廣西派）等は互に合作して、左傾派及反中央派の反對などには拘泥せず、一意、五院の成立を急いだのである。されば蒋介石・胡漢民の間に政府主席をめがけて猛烈な競争が行はれたにも拘らず、結局、左の顔觸れを以て、十月十日、全國統一後最初の双十佳節を機とし、就任の典禮を舉行した。

國民政府主席	蔣介石		
行政院長	譚延闓	副院長	馮玉祥
立法院長	胡漢民	副院長	林森
司法院長	王寵惠	副院長	張繼
監察院長	蔡元培	副院長	陳果夫
考試院長	戴陶	副院長	孫科

斯くて國民政府の形體定まり、政局も略々安定を見るに至つた。勿論、此間に於て左派の全國的

反蔣運動の策動は依然として止まず、且又、廣西派對蔣介石の反目も次第に深刻化し、旁々十八年一月開會の筈であつた第三次全國代表大會は遂に延期するの已むなきに至つたものゝ、十二月二十九日には東三省も三民主義遵奉を宣布したので、形の上からは支那統一の大業は一と先づ完成することになつたのである。

南北統一後、南京政府が試みた善後策の第一は所謂編遣會議の召集である。民・十八年劈頭の同會議は、蔣・馮・閻・李（宗）・李（鴻）並に張學良代表も參加して、全國を六編遣區に分つこと並に公債八千萬を募集すること等を決定したが、實際は蔣介石の中央集權に依る政權の確保に對する非難と馮派及び廣西派の地方分權の主張と、八千萬元公債の爭奪とに終り、一般は編遣實施に何等の信を措かなかつた。のみならず左派並に反中央派の策動は、第三次全國代表大會を前にして愈々猛烈となり、馮閻亦南京を去り、茲に再び全國動亂の不安が増して往つた。之に對して中央派は第三次全國代表大會に於て徹底的に勝利を占めんものと畫策した。則ち各地黨務指導委員を更迭して中央派の人物を要地に据え、或は又代表の選出法に就ても中央に有利なる圈定方法を採用するなど準備に全く餘念なかつた。南京に於ては大會の前後一ヶ月間は集會さへ禁じられ、左派への彈壓は極めて徹底的に行はれた（尤も蔣自身は、かゝる間にも左派との聯絡を忘れるようなことは無かつた）。

試みに三月四日の中央黨務會議に於ける黨部代表三百五十六名に就て其内譯を見るに

一、選挙による者

二〇五名

イ、直接選挙による者

八九名

ロ、選挙後圈定せる者

一一六名

二、中央の指名せる者

一五一名

であつて、明かに彼等は中央の傀儡であることが曝露されてゐる。されば、反中央の氣勢は、之が爲め愈々熾烈となり、三月十二日汪精衛・何香凝等左派委員十二名は大會否認の傳單を撤布するなど、一時、事態は開會に不利と見えたが、三月十五日には豫定通り開會され、會期二週日にして右派はその手盛案をあざやかに通過させて了つた。

大會の前後に於ける中央の方針は、地方軍閥の倒潰による中央集權の確立といふのであつた。故に蔣介石は大會終了と同時に自ら征西軍を率ゐて廣西派と氣脈相通する武漢の討伐に向つた(廣西派は第三次大會の開會前、既に大廣西主義の實現を劃してゐたところから、蔣派は)。時は恰も編遣公債發行直後のこと、大會に於て廣西派要人の黨籍を除き大會終了を俟つて討伐軍を向けたのである。時、白崇禧・李宗仁・黃紹雄等も湖南、武漢軍の切崩しは極めて容易に行はれた。次いで廣西にては、白崇禧・李宗仁・黃紹雄等も湖南の何健軍(蔣系)及び廣東省防軍(陳銘樞系)に追はれ、今や、曲りなりにも中央集權の形が整へられ、國民政府の地位は牢固として援くべからざるやの觀を備ふるに至つた。けれども翻つて國民黨内部の分野

を一瞥する時、果して斯くの如く安定したものと謂ひ得るや否や、試みにその分野を示して見やう。

右派

理論派 胡漢民 劉蘆隱

元老派 蔡元培 吳稚暉 李石曾 張靜江 于右仁 李烈鈞

西山派 張繼 林森 謝持 居正 鄒魯 邵元冲 許崇智

廣西派(舊) 李濟深 李宗仁 白崇禧 黃紹雄 徐景榮 鄧世增 葉琪

(新) 俞作柏 李明瑞 楊騰輝 伍廷 呂煥炎

中間派

浙江派——蔣介石派

文人派 宋子文 陳果夫 陳立夫 邵力子 古芬 王伯群 孔祥熙 葉楚傖 劉紀文 劉文島 (王正廷)

武人派 何應欽 何成濬 楊杰 吳恩繅 谷正倫 張群 陳儀 張希騫 陳銘樞 劉峙 顧祝同

(朱培德、韓復榘)

財閥派 虞洽卿 李復 唐壽民 (張靜江)

騎牆派 譚延闓 戴季陶 孫科 恩克巴 丁超伍 白雲梯

左派

改組派 (民國十三年改組の精神に復り國民黨の改組を主張す)

汪精衛 陳公博 施存統 顧孟餘 王法勤 何香凝 陳樹人 潘雲超 宋慶齡 陳肇君 王樂平 (暗殺せらる)

馬濟 柏文蔚 郭春濤 黃實 朱霄青

第三黨（共黨產右派及國民黨極左派）

譚平山 鄧演達 陳獨秀 徐謙 甘乃光 陳友仁

共產黨（直接行動を主張する共產主義者）

林祖涵 吳玉祥 周恩來 郭沫若 李立三 毛澤東 朱德 葉挺 賀龍 許繼慎 彭湃
彭德懷 代英

特殊派

山西派 閻錫山 趙戴文 商震 徐永昌 朱綬光 趙丕廉 周玘 劉機忱 傅作儀

奉天派 張學良 張作相 張景惠 翟文選 湯玉麟 萬福麟 王樹常 王樹翰

西北派 馮玉祥（張之江） 鹿鐘麟 薛篤弼 熊斌 丁春膏 馬福祥 劉郁芬 何其鞏 唐悅良（孫良誠）

舊武漢軍人派 唐生智 魏益三 李品仙 張發奎 黃琪翔（何健）

國民黨の勢力は今やこれを廣東時代に較ぶれば極度に膨脹した。それは北伐の進展に伴つてなされた自然的趨勢とも見るべきものであつた。黨の新しい勢力は主に現状打破の革命的鬭争心に燃え立つ青年と、舊軍閥の専制壓迫を厭へる資産階級及び北伐に参加し來つた各派軍隊の方面から獲得された。そして青年黨員は漸次、左派または共産黨に轉向した。之に反し資産階級殊に浙江財閥の如きは南京政權と堅く結びついた。他方、各派軍隊即ち右の表に示された特殊派に屬する各權力派は依然軍閥根性、換言すれば地盤慾から完全に脱け切つてゐなかつた。而して北伐成功の直後に於

ける國民黨は既に共產黨並に準共產黨たる第三黨派を党内から完全に驅逐し、改組派及び西山派も亦實際黨權の圏外に押し出されてゐた。併しながら左派は、中央より退けられたとは謂へ、野に在りて理論闘争に全力を傾注し、青年學生並に下級黨員、勞働者等を擁して民衆の間に勢力の扶殖を怠らず、隱然、中央幹部派に拮抗するの潜勢力を養成して機を俟つの姿にあり、西山會議派も亦新舊廣西派始め、馮・閻・張各特殊派と氣脈を通じ右翼の大同團結組成に腐心した。共產黨は當局の徹底的彈壓の下にあるにも拘らず中國共產黨(C・P)を主體とし、中國共產主義青年團(C・Y)を養成機關とし、『ソ』聯邦より宣傳費の供給を受けて潛行戦を行ひ、下層工作に邁進した。他方、朱德・毛東澤等の共產土匪軍は中南支一帶に猖獗を極め、中央の討伐軍などは全く彼等の眼中にない有様である。之等の各派は蔣介石を統率者とする國民黨々權の確立には孰れも絶對反對であつた。

かゝる情勢の下に當時の國民黨政權は中間派・右派・特殊派によつて支持されてゐた。就中、現在に於てもさうであるが如くその核心的勢力をなせるものは蔣介石派であつた。しかし蔣介石は未だこれら雜然たる勢力の錯交關係によつて組成された黨を統御してゆくだけの貫祿十分なりとは謂ひ得ない。兎に角、孫文の客死後全黨員の私淑する黨首を失つた國民黨はこの點で確かに統制力に缺けてゐるし、分裂の素因も其處に潜んでゐた。その上、蔣介石の獨裁專横に對する非難は中央各派

の間にも相當根強いものがあつたし又實力派の存在は分裂を必然的のものとして豫想せしめるに十分であつた。さりながら北伐成功直後の空氣は必ずしも不安に悲觀すべきものではなかつた。革命に従事した各將領が大事を成就したといふ氣持で齊集した彼の北伐完成報告祭の當時の模様では、各實力派の提携は世人の杞憂に反し意外に圓滿に進み、彼等同志の勢力争ひは迹を絶つて、元老派に支持されてゐる蒋介石を中心に支那の大革命は國民黨の手で着々築き上げられて往くのではないかといふ期待に滿ちた好印象をさへ與へたのであつた。併し一つの大事業が遂げられて一と先づ共同の目的が達せられて見ると、利己的野心や嫉妬やが同僚間に働きかけて來るのは政界の常であらうか。ともあれ既述の如く編遣會議から第三次全國代表會議へと、中央集權主義は強化され、他面、その存在を地方の依存に俟つ各實力派の骨は刻々と削られた。而已ならず黨内には既に蒋介石による黨政權の確立を喜ばず之を阻害せんと謀らむ西山・改組各派があり、外には國民黨革命の成就を最も嫌惡し敵視する共產黨もあつたのである。

抑もソ露共產黨は北伐完成後の事態に對し如何なる對支政策を決定したか。彼等は先づ考へた。支那は國民黨の手によつて統一される状態にある、若し一度完全に統一され三民主義革命の達成を見んか、眞の革命——赤化革命の機會は失はれるであらうと。かくて、支那を間斷なき混亂状態に

陥らしめ、其間に共產黨の勢力を扶殖するといふ辛辣なる策謀が決定され、當面の工作としては、新軍閥(蒋介石を指す、實は南京政權を指せるもの)の地位が決定的のものとなることを極力妨害し、新軍閥打倒のスローガン

を掲げ、以て馮玉祥の西北派と廣西派とを結びつけ蒋介石に衝らせやうと得意の潜行戦術をめぐらしたのである。この潜行戦術は偶々西山會議派の策謀のそれと一致し、層一層と深められて往つた。

かくて政局は如何なる波瀾に導かれたか。一九二九年の初春より翌年初秋に至る二十ヶ月間、國民黨は蒋介石派(中央幹部派)と反蒋介石派との二大陣營に分れ、その間四回の交戦が繰返へされたのであつた。しかも反蔣派の構成分子は、その連敗の戦績に反比例して一戦ごとに増大されたのである。その第一戦に際しては廣西派と西北派との協調は未熟で、却つて反對に蔣馮の妥協が成立し、廣西派は脆くも敗れて了つたのである。然るに第二・第三戦では西北派が反蔣聯盟の中心となり、廣西派も敗退地から遠く呼應して起つた、が、山西派の態度は極めて曖昧であつた。次いで山西派即ち閻錫山が廣西・西北兩派連敗の後を享けて蹶起した際には中央幹部派に反感を抱く各派は舉つてその傘下に結集し一大反蔣聯盟を構成したのであつた。乃ち黨の分野は次の如く完全に二分されたのである。

反蔣聯盟派　改組派・西山派・山西派・廣西派・西北派・騎牆派

中央幹部派 理論派・元老派・蔣介石派(浙江派の文武兩派)

もつとも反蔣派大同團結成立の日と看做すべき中央黨部擴大會議の開催を見るまでには尠からぬ時日を要し至難の經緯を經たのであつた。つまり、極右派の西山派と極左派の改組派とが一つ傘下に集り、相互に黨の正統者たることを主張して譲らず、互に反蔣聯盟派の政治的指導權を握らんとして事毎に意見の衝突を來したからである。それがために二月五日の太原會議は物別れとなり、北方政府の樹立も覺束ない状態にあつた。併し山東方面に於ける戰況有利なりとの吉報は、西山・改組兩派の態度を緩和し妥協へと駆り立てた。その結果、西山派の讓歩を得て改組派の理論的主張通りに先づ中央黨部擴大會議を開會する議が纏つた。而して彼等は第二次全國代表大會を否認し、廣東の第二次全國代表大會(民十五年一月改組派主體)と上海の第二次全國代表大會(同十五年三月西山派主體)とが選出したる執監委員の外、山西・西北兩實力派の代表をも加へ、汪精衛・陳璧君・陳公博・王法勤・柏文蔚・朱霽青・陳樹人・茅祖權・郭春濤・顧孟餘・潘雲超(以上改組派)・覃振・鄒魯・傅汝霖・鄧澤汝・許崇智・謝持(以上西山派)、白崇禧・李宗仁・黃紹雄・張知本(以上廣西派)、馮玉祥・薛篤弼・鹿鐘麟(以上山西派)・閻錫山・趙戴文・趙丕廉・商震(以上山西派)・熊克武・陳嘉佑(廣西派)等を主體として北平擴大會議發會式を七月十三日舉行した。當日は王法勤・陳公博・謝持・鄒魯等列席し、趙丕廉(閩代表)開會の辭を述べ、最近の機會に政府を組織し國民會議を召集し

民意に基く政治を行ふべしと聲明して反蔣氣勢を擧げた。

反蔣運動に將來の希望を見出した汪精衛は、香港を發して日本經由天津から北平に入り各派代表と意見を交換し八月上旬新郷にて汪・閻・馮三巨頭會見が行はれ反蔣派の大同團結は愈々本格的となつた。國民黨各派は今や全く二つの陣營に分れ、孰れが潰えて孰れが黨權を握るか、頗る緊張せる場面を展開したのである。然るに反蔣派側に有利に展開されてゐた戦局は蔣軍の増兵逆襲に一度占領せる濟南は奪回され、しかも山西軍はこの一戦に全戦闘力の一半を失つたと傳へられた程の大打撃を蒙つた。折りしも中立を装へる全奉天軍の統帥者、張學良は交戦中の兩軍に向つて突如武裝調停の舉に出でたところから、最後の反蔣戦も蔣介石派即ち中央幹部派の勝利に歸し、幾くもなく反蔣聯盟は自ら解體し、北方に參集せる各派代表は離散し、國民黨の黨權は完全に中央幹部派の掌裡に握られ、張學良が新しい地歩を黨内に占めるに至つた。換言すれば國民黨は蔣介石・張學良の提携時代を迎へたのである。それはまた國民黨の軍事的清算の一完了期とも謂ひ得るであらう。

黨は又、戦ひに繼いで第四次中央全體會議(一九三〇年十一月十二日)を開き、蔣介石の提議せる國民會議召集案を可決し、又黨部組織並に黨務工作に關する改革案を議決し、當時非難の的となつてゐた地方黨員の專横に一大掣肘を加へた。かくて國民黨によつて爲された大事績の一つに數へらるべき國民會議

は一九三一年五月五日南京に開催され訓政時期約法を制定公布したが、會議召集の直前、約法制定の是否に關して蔣介石と胡漢民との間に理論上の衝突を來し、蔣は遂に暴力を以て胡を監禁するの暴舉に出たので、この事件を動機に復々小分裂を黨内に惹起した。即ち理論派(胡漢民派)は南京を去つて廣東に陣據し、汪兆銘一派との妥協を圖ると同時に他の一方廣西・西北・山西各實力派との聯絡をも策し、反蔣聯盟再生の機運を誘導しつゝ、一九三一年三月二十八日廣東政府の成立を告げたのである。

國民黨の現在 「組織及び國民政府との關係」

以上が中國國民黨昨年までの歴史の大様である。而して其起源は系統を述べれば、同盟會時代に溯るものであるが、現在の國民黨の組織は、かの民・十三年に行はれた國民黨改組によつて更生されたもので、その組織方法は共產黨のそれに則つたといふ點に於て各國政黨のそれと趣を大ひに異にし機構化された集團としての性能を多分にもつてゐる。然らばそれは如何なる組織によつて如何に機構化されてゐるか。

國民黨の組織に於て特に注目すべき點は(一)黨の最高權力機關は「全國代表大會」であること(二)黨の組織基本は「區分部」にちかれてゐることの二點である。即ち組織系統は、黨員少くとも五名、

多くとも二十名を越ゆるを得ない「區分部」を基本とし、之等若干の區分部の集合によつて「區黨部」が形成され、一縣下の區黨部の集合によつて「縣黨部」が形成され、一省下の縣黨部の集合によつて「省黨部」が形成されるのである。斯く下層部を基本とする上層部への細胞的組織となつてゐる。これらの各級黨部を地方黨部と稱し、地方黨部は省黨部を上級機關とし縣黨部以下を機順次下級機關とする。更に最上級の地方黨部たる省黨部の上部機關としては、全國代表大會によつて産出さるゝ「中央黨部」なるものがあるのである。

而して各黨部機關(即ち各級機關)の權力關係は全國代表大會を最高權力機關とし以下、全省代表大會・全縣代表大會・全區黨員大會(地域廣範或は黨員過多の區に於ては全區代表大會となる)・區分部黨員大會と、上部から下部に働きかけ、下級機關は凡て上級機關の指揮に服従することになつてゐる。前記各級權力機關たる各代表大會の召集は、全國代表大會は毎二年に一回、全省代表大會は毎年一回、全縣代表大會は六ヶ月に一回、全區黨員大會は二ヶ月に一回、區分部黨員大會は二週間に一回開會するものとそれと規定された。大會閉會中に於ける黨務執行の常設權力機關として中央執行委員會を始め各級執行委員會(全省執行委員會・區分部執行委員會)がある。普通黨部(各級)とはこの各級執行委員會を指してゐる。各級執行委員會は各級代表大會(區及び區分部に在りては黨員大會)に於て選出された執行委員並に候補執行委員によつて組織される。

即ち中央執行委員會は全國代表大會の又、全省執行委員會は全省代表大會の産出によるものである(難以下)。又、區分部を除く各級黨部にはそれ〴〵監察制度が設けられてゐる。中央監察委員會以下各級監察委員會がそれで、之亦、執行委員會同様各級代表大會の産出にかゝるのである。

各級代表大會及び執行並に監察各委員會の職權に就き、今その最高級のものを見るに、(一)全國代表大會の職權は(甲)中央執行委員會及び中央各部の報告の接收、(乙)本黨政綱及び規則の改正、(丙)時事問題に對して採るべき政策及び政略の決定、(丁)中央執行委員・監察委員及び候補執行・監察委員の選舉。(二)中央委員會の職權は(甲)外部に對し本黨を代表す(乙)全國代表大會の決議を執行す(丙)各地黨部を組織し之を指揮す(丁)本黨中央機關各部を組織す(戊)本黨々費及び財政を支配す。(三)中央監察委員會の職權は(甲)本黨の紀律に依據し各級黨部又は黨員の紀律違背に關する處分を決定す(乙)中央執行委員會財政の收支を檢查す(丙)黨務進行情況を審査し及び下級黨部に訓令して財政並に黨務を審査せしむ(丁)中央政府の施政方針及び政績が本黨政綱並に政策に根據するや否やを檢查す——等で、省以下各級のそれに就ても基準の高下を外にしては略々同様である。之等に就ては下掲の國民黨總章第四十四・四十五・五十・五十三・五十四・五十九・六十一・六十二・六十七・六十九・七十各條に明である。

黨部の組織に關し前記の外、特別地方黨部の組織がある。則ち(一)蒙古西藏の如く未だ省に改められない行政地域の黨部組織は省と同じであるし、(二)市には縣黨部と同格の市黨部が置かれるのである。海外に於る黨部組織系統は總支部(省黨部と同格)支部(縣と同格)分部(全區と同格)區分部となつて居り、全國代表大會には代表を送り中央黨部の産出に參與してゐる。

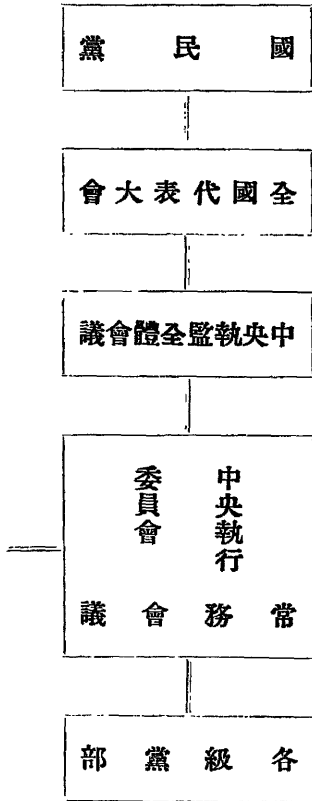
黨員——入黨は男女の性別を問はない。黨員には「黨員」「豫備黨員」の區別がある。滿十六歳以上の者で黨員二名以上の紹介に依り區分部に入黨願書を提出し、區分部黨員大會を通過し上級黨部の詮衡に合格すれば豫備黨員となる。豫備黨員は發言權を有するのみで表決權を有しない。發言・表決の二種を併有する完全なる黨員則ち正規の「黨員」となるには二十歳以上の男女で一年以上豫備黨員としての訓練を経、區黨部の考査に合格し、縣及び省黨部の詮衡に合格して始めてその資格を得るのである。黨員は毎月黨費銀二角を徴される。紀律違反者に對する處罰の最も重きものは永久除名、則ち黨籍剝奪處分である。

總理——孫文の存在中には總理制の設けがあつた。黨の創始者としての彼に對する敬意に基くもので「本黨は三民主義・五權憲法の創行者孫先生を總理とす」とある。その附與された地位及び權力は全國代表大會及び中央執行委員會の主席であつて、全國代表大會の決議に對し覆議に付する權を

有し、又、中央執行委員會に在つては最後の決定權を有するものであつた。この規定は孫文の死と共に消滅したものであるが、孫文總理に對する永久の紀念として國民黨總章中には猶ほ保存挿入されてゐる次第である。

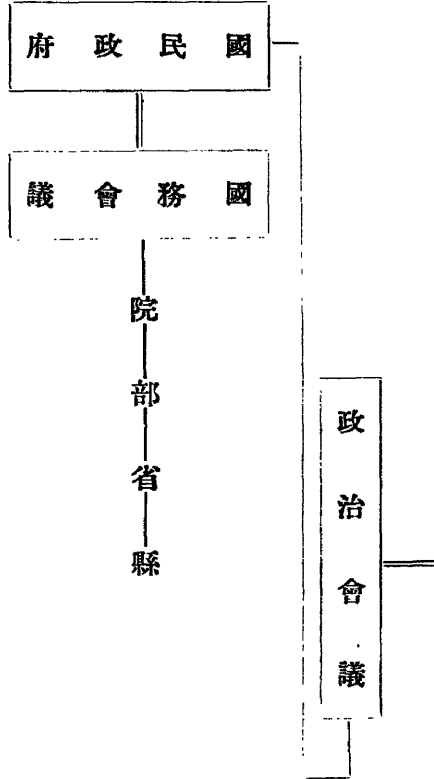
恁うした組織を有する國民黨は「以黨治國」を大原則とするのであるが、「以黨治國」即ち國民黨を以て中華民國を治むとは、軍政・訓政の兩時期に於ける一の過渡的辦法に過ぎないのであつて、此時代には、國民黨は絶對唯一の政黨として國民に代り中華民國の政權を行使して中華民國を統治するものであるから、立憲國に於ける政黨とは其性質を自ら異にしてゐる。而して國民黨の現在即ち訓政時期に於ける工作は、國民を政治的に訓練して選舉・罷免・創制・複決の四權(政權)を行使する能力を養成し、地方自治の基礎を固め以て立憲政治施行の準備をなすに在るのである。第三期第二次執監全體會議(民國十八年六月)は右準備期間を六ヶ年と規定した。這の六ヶ年に亘る工作が完成した曉は國民に政權を還付して立憲政治を實施する憲政時期に入るものである。然らば國民黨と國民政府との關係は如何。もと國民政府は立法・司法・行政・監察・考試の五權(治權と)を綜覽する機關であつて、憲政時期に於ては政治の最高機關であるが、現在の訓政期にあつては國民黨の指導監督の下に於ける治權行使の機關たるに過ぎないのである。而して其兩者を聯絡する機關は即ち政治會議である。

政治會議は中央執行委員會内に設けられ、國民政府を指導する機關であつて、曰はゞ政務に關する最高機關である。従て國民黨は此の機關を通じて國民政府を指導し且つ之と聯絡を保持するのである。されば其中に外交組以下八組を置いて國民黨治政の大綱を決定し國民政府をして之を施行せしめてゐる。故に國民黨と國民政府とは、形式的には別個の機關で國民政府は政治會議の名に於て國民黨の指揮監督を受くる地位にあるのであるが、實際に於ては、三者の主腦幹部は何れも其委員を兼任するが故に些かも政策運用上に障害を生ずることはない。試みに黨と政府との關係を圖表すれば左の如くである。



支那政黨史抄

附國民黨總章



民國十三年一月二十八日第一次全國代表大會通過

民國十五年一月十六日第二次全國代表大會修正

民國十八年三月二十七日第三次全國代表大會修正

中國國民黨全國代表大會は三民主義の實現、五權憲法の創立を促進せんがため特に中國國民黨總章を制定すること左の如し

第一章 黨員

第一條 凡そ本黨々綱を接收し本黨の決議を實行し、本黨の規律を遵守し本黨の義務を履行するの意見を以て入黨を申請し

本黨の許可を経たる者は性別を問はず本黨々員たることを得

第二條 本黨々員は黨員及び豫備黨員の二種に分つ

(甲) 黨員 凡そ年齢二十歳以上にして本黨豫備黨員と爲り一年以上黨の訓練を受け區分部より區執行委員の考查を呈請して合格し、縣執行委員會の審査及び省執行委員會の許可を経たる者は黨員と爲ることを得

(乙) 豫備黨員 凡そ年齢十六歳以上にして本黨員二人以上の紹介により所定の入黨志願書を以て區分部に申請し、區分部黨員大會を通過、區執行委員會の審査及び縣市執行委員會の許可を経たる者は豫備黨員と爲ることを得

第三條 黨員は發言權・表決權・選舉權及び被選舉權を有し、豫備黨員は只發言權のみを有す

第四條 凡そ本黨員は所屬黨部より黨員證書を領收すべし。黨員證書は中央執行委員會に於て之を制定す

第五條 黨員轉居の際は直ちに前住地方の區分部に其旨を報告し且つ轉居地の區分部に登記すべし。然る後、轉居地方の黨員と爲るものとす。若し轉居後二ヶ月を越ゆるも報告及び登記を履行せざる者は黨規違反を以て論ず

第二章 黨部の組織

第六條 一地方を包括する黨部を上級機關とし該地方一部分を包括する黨部を下級機關とす

第七條 各黨部は全國代表大會・地方代表大會・地方黨員大會を以て各級黨部の高級機關とす

第八條 地方黨員大會・地方代表大會及び全國代表大會は各々執行委員を選出して執行委員會を組織し黨務を執行せしむべし

第九條 本黨々部の組織系統左の如し

- (甲) 全國 全國代表大會 中央執行委員會
- (乙) 全省 全省代表大會 全省執行委員會

支那政黨史抄

- (丙) 全縣 全縣代表大會 全縣執行委員會
- (丁) 全區 全區黨員大會又は代表大會 全區執行委員會
- (戊) 區分部 區分部黨員大會 區分部執行委員會
- 區分部を本黨の基本組織とす
- 第十條 本黨の權力機關左の如し

- (甲) 全國代表大會 但し閉會期間中は中央執行委員會とす
- (乙) 全省代表大會 但し閉會期間中は全省執行委員會とす
- (丙) 全縣代表大會 但し閉會期間中は全縣執行委員會とす
- (丁) 全區黨員大會又は代表大會 但し閉會期間中は全區執行委員會とす
- (戊) 區分部黨員大會 但し閉會期間中は區分部執行委員會とす
- 各權力機關は上級機關の命令を接收し並に其決議を執行すべし。但し執行上困難ある時は文書を以て意見を陳述することを得。若し上級機關が採納せざる時は之に服従すべし
- 第十一條 中央執行委員會は各部を分設し本黨の通常又は特別黨務を執行することを得。各部は中央執行委員會の管理を受け各部の職務及び組織法は中央執行委員會に於て之を決定す
- 第十二條 各下級黨部執行委員會は上級黨部執行委員會の管轄を受くべし
- 第十三條 各下級黨部の作成使用する印鑑は上級黨部の許可を受くべし
- 第十四條 本黨は公開する能はざる地方又は半公開の地方に於て必要に依り黨團を組織することを得。其組織法は中央執行委員會にて之を定む

第三章 特別地方黨部の組織

第十五條 凡そ未だ省に改めざる行政區域(蒙古及西藏の如く)の黨部組織は省と同じ

第十六條 特別市黨部の組織は省黨部と同じく直接最高黨部の指揮監督を受く

第十七條 重要市鎮黨部の組織は縣黨部と同じく直接省黨部の指揮を受く

第十八條 重要市鎮黨部の設置は各該省黨部より計劃を具し中央執行委員會の許可を経て設立することを得

第十九條 國外黨部の組織は總支部に就ては省に同じく、支部に就ては縣に同じく、分部に就ては區に同じく、分部の下に

區分を設く

第四章 總理

第二十條 本黨は三民主義五權憲法の創行者孫先生を總理とす

第二十一條 黨員は總理の指導に従ひ主義の進行に努力すべし

第二十二條 總理を全國代表大會の首席とす

第二十三條 總理を中央執行委員會の首席とす

第二十四條 總理は全國代表大會の議決に對して最後決定の權を有す

第二十五條 總理は中央執行委員會の議決に對して最後決定の權を有す

(附註) 總理既に中華民國十四年三月十二日逝去す。十五年一月第二次全國代表大會は總理の遺囑を受け同時に之が實行に努力し此章を保存し以て本黨永久の記念と爲す。

總理記念儀式規定左の如し

甲 凡そ本黨内外各級黨部會議場には總理の遺像を懸くべし

支那政黨史抄

乙 凡そ集會開會時には總理の遺囑を宣讀すべし

丙 凡そ本黨内外各級黨部及び國民政府所屬各軍隊は均しく毎週一回記念週を舉行すべし。但し特別の事情あるときは該地上級黨部の許可を経て二週一回に改むることを得

第五章 最高黨部

第二十六條 本黨最高權力機關を全國代表大會と爲す。常會は二年に一回舉行す。但し中央執行委員會に於て必要と認め又は省黨部及び省に相當する黨部半数以上の請求あるときは臨時全國代表大會を召集することを得

中央執行委員會は已むを得ざる事情あるときは全國代表大會常會の召集に對して延期を通告することを得。但し一年を超過るを得ず

第二十七條 全國代表大會常會期日及び重要議題は三ヶ月前に各黨員に通告すべし

第二十八條 全國代表大會の組織法、代表選舉法及び各地方代表の人数は中央執行委員會に於て之を規定することを得

第二十九條 全國代表大會の職權次の如し。

甲 中央執行委員會及び中央各部の報告の接收及び採用

乙 本黨政綱及び規則の改正

丙 時事問題に對して取るべき政策及び政略の決定

丁 中央執行委員、候補執行委員及び監察委員、候補監察委員の選舉

第三十條 中央執行委員及び監察委員の數は全國代表大會に於て之を決定す

第三十一條 中央執行委員在職中死去したるとき候補執行委員より順次補充す

第三十二條 中央執行委員の職權左の如し

甲 外部に對し本黨を代表す

乙 全國代表大會の決議を執行す

丙 各地黨部を組織し並に之を指導す

丁 本黨中央機關各部を組織す

戊 本黨黨費及び財政を支配す

第三十三條 中央執行委員會は中央監察委員會の決議を執行する義務を有す。但し必要ありと認めたるときは一回を限り覆議を請ふことを得

第三十四條 中央執行委員全體會議は半年毎に少くとも一回開會し候補執行委員は會議に列席するを得。執行委員に缺席ありたる時は出席の候補執行委員より順次之を補充し會議中臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ。但し表決權を有すも候補執行委員は出席委員數の三分の一を超過する能はず。

第三十五條 中央執行委員は常務委員五人乃至九人を互選し常務委員會を組織し中央執行委員會全體會議閉會期間中職務を執行し中央執行委員會に對して其責任を負ふ

第三十六條 中央執行委員會は必要あるときは特殊委員會を設くることを得

第三十七條 全國代表大會・中央執行委員會全體會議及び常務委員會は本黨中央政府所在地に於て之を舉行すべし

第三十八條 中央執行委員會は其工作概況を毎月一回各省執行委員會及び其他直轄黨部に通告すべし

第三十九條 中央執行委員會は中央執行委員候補中央執行委員を各地に分遣し黨部を指導し黨務を執行せしむることを得

第四十條 中央監察委員會の職權左の如し

甲 本黨の紀律に依據し各級黨部又は黨員の紀律違背に關する處分を決定す

乙 中央執行委員會財政の出入を検査す

丙 黨務進行状況を審査し及び下級黨部に訓令して財政並に黨務を審査せしむ

丁 中央政府の施政方針及び政績の本黨政綱並に政策に根據するや否やを検査す

第四十一條 中央監察委員は常務委員五人を互選し中央執行委員會所在地に於て職務を執行し半年毎に少くとも一回全體會議を開く。候補監察委員は會議に列席することを得。監察委員缺席したるときは出席の候補監察委員より順次之を補充し會議中臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ。但し表決權を有する候補監察委員は出席監察委員數の三分の一を超過するを得ず。中央監察委員會は中央監察委員・候補監察委員を各地に分遣し職務を執行せしむるを得

第六章 省 黨 部

第四十二條 全省代表大會は毎年一回舉行す但し左に掲ぐる事情あるときは臨時全省代表大會を召集することを得

甲 中央執行委員會より召集を訓令したるとき

乙 省執行委員會が必要と認めたるとき

丙 縣執行委員會半數以上が必要と認めたるとき

第四十三條 全省代表大會組織法及び代表選舉法と員數とは省執行委員會に於て假定したる後中央執行委員會に許可を呈請す

第四十四條 全省代表大會の職權左の如し

甲 省執行委員會及び本黨省機關各部の報告を接收並に採用す

乙 本省黨務進行の方策を決定す

丙 省執行委員・候補執行委員及び監察委員・候補監察委員を選挙す

第四十五條 省執行委員の職權左の如し

甲 上級黨部の命令及び全省代表大會の決議を執行す

乙 全省各地方黨部を設立し並に其活動を指揮す

丙 省黨務機關各部を組織す

丁 黨費及び財政を支配す

第四十六條 省執行委員會は其工作狀況を毎月一回中央執行委員會に報告すべし

第四十七條 省執行委員會は毎週少くとも一回開會す候補執行委員は會議に列席するを得。執行委員缺席したるときは出席候補委員より順次補充し會議中臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ。但し表決權を有する候補執行委員は出席執行委員數の三分の一を超過することを得ず。省監察委員につき亦同じ

第四十八條 省執行委員會は常務委員一人乃至三人を選擧し日常の黨務を執行す

第四十九條 省執行委員在職中死亡したる時は候補執行委員より順次補充す

第五十條 省監察委員の職權左の如し

甲 本黨の紀律に依據し所屬黨部又は黨員紀律違背の處分を決定す

乙 省執行委員會財政の收支を檢査す

丙 全省黨務の進行情況を審査す

丁 省政府の執政方針及び政績の本黨政綱並に政策に根據せるや否やを檢査す

第七章 縣黨部

第五十一條 全縣代表大會は六ヶ月毎に一回舉行す。但し左に掲ぐる事情あるときは臨時全縣代表大會を召集することを得

支那政黨史抄

- 甲 省執行委員會より召集を訓令したるとき
 - 乙 各區執行委員會半数以上の請求ありたるとき
 - 丙 縣執行委員會が必要と認めたるとき
 - 丁 該縣黨員半数以上の請求ありたるとき
- 第五十二條 全縣代表大會組織法及び代表選舉法と人數は縣執行委員會にて假定したる後、省執行委員會に許可を呈請す
- 第五十三條 全縣代表大會の職權左の如し
- 甲 縣執行委員會及び本黨縣機關各部の報告を接收並に採用す
 - 乙 本縣黨務進行の方策を決定す
 - 丙 縣執行委員・候補執行委員及び監察委員・候補監察委員を選擧す
- 第五十四條 縣執行委員會は常務委員一人を選擧し日常の黨務を執行す
- 第五十五條 縣執行委員會の職權左の如し
- 甲 上級黨部の命令及び全縣代表大會の決議を執行す
 - 乙 全縣各地方黨部を設立し並に其活動を指揮す
 - 丙 縣黨務機關を組織す
 - 丁 黨費及び財政を支配す
- 第五十六條 縣執行委員會は其工作情況を二週間に一回省執行委員會に報告すべし
- 第五十七條 縣執行委員會は毎週少くとも一回開會す。候補執行委員は會議に列席するを得。執行委員缺席したる時は出席候補執行委員より順次補充し、會議中臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ。但し表決權を有する候補執

行委員は出席執行委員數の三分の一を超過することを得ず縣監察委員につき亦同じ

第五十八條 縣執行委員在職中死亡したる時は候補執行委員より順次補充す

第五十九條 縣監察委員會の職權左の如し

甲 本黨の紀律に依據し所屬黨部又は黨員紀律違背に關する處分を決定す

乙 縣執行委員會財政の收支を檢査す

丙 全縣黨務の進行情況を密査す

丁 縣政府の執政方針及び政績の本黨政綱並に政策に根據せるや否やを檢査す

第八章 區黨部

第六十條 全區黨員大會は二ヶ月に一回舉行す。但し所轄區域過大なるか又は黨員過多にして黨員大會を召集すること能はざる時は縣執行委員會の許可を経て全區代表大會を召集することを得

第六十一條 全區黨員大會又は代表大會の職權左の如し

甲 區執行委員會の報告を接收並に採用す

乙 本區黨務進行の方策を決定す

丙 本區執行委員・候補執行委員及び監察委員・候補監察委員を選擧す

第六十二條 區執行委員の職權左の如し

甲 上級黨部の命令及び全區黨員大會又は代表大會の決議を執行す

乙 區内の區分部を組織す。但し上級黨部の許可を經べし

丙 所屬區分部黨務の進行を指揮す

丁 黨費及び財政を支配す

第六十三條 區執行委員は常務委員一人を互選し日常の黨部を執行す

第六十四條 區執行委員會は其工作情況を二週間に一回上級黨部に報告すべし

第六十五條 區執行委員會は毎週少くとも一回開會す。候補執行委員は會議に列席するを得、執行委員缺席したるときは候補執行委員より順次補充し會議中は臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ。監察委員につき亦同じ

第六十六條 區執行委員在職中死去したる時は候補執行委員より順次補充す

第六十七條 區監察委員の職權左の如し

甲 本黨紀律に依據し所屬黨部又は黨員の紀律違背に關する處分を決定す

乙 區執行委員會財政の收支を檢査す

丙 全區黨務の進行情況を審査す

第九章 區 分 部

第六十八條 區分部を本黨の基本組織と爲す。その人數は少くも五人を下るを得ず。又多くも二十人を超ゆるを得ず。

第六十九條 區分部黨員大會は少くとも二週間毎に一回開會す。其職權左の如し

甲 區分部執行委員會の報告を接收並に採用す

乙 本區分部黨務進行の方策を決定す

丙 本黨の主義及び政綱を研究し並に黨務政治問題を討論す

丁 本區分部執行委員及び候補執行委員を選擧す

第七十條 區分部は執行委員三人を選擧し區分部執行委員會を組織すべし其職權左の如し

甲 上級黨部の命令及び區分部黨員大會の決議を執行す

乙 黨員の入黨を取扱ひ及び考查並に訓練を行ふ

丙 本黨宣傳物を分配す

丁 黨費及び黨員特別税を徵集す

第七十一條 區分部執行委員は常務委員一人を互選し日常の黨務を執行す

第七十二條 區分部執行委員會は其工作情況を二週間毎に一回上級黨部に報告すべし

第七十三條 區分部執行委員會は二週間毎に一回開會す。候補執行委員は會議に列席するを得。區分部執行委員缺席したるときは候補執行委員より補充し會議中に臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ。

第七十四條 區分部執行委員在職中死去したる時は候補執行委員より補充す

第十章 任期

第七十五條 代表の任期は終了時を以て終了とす。但し其代表する黨部に對し大會の經過及び結果を報告すべし

第七十六條 中央執行委員及び監察委員の任期を二年とす。省縣執行委員・監察委員及び區執行委員・監察委員の任期を一年

と爲し區分部執行委員の任期を六ヶ月と爲す

第七十七條 各省各縣執行委員及び監察委員の數は中央執行委員會に於て之を規定す

第七十八條 各級黨部執行委員・監察委員は其他の黨部の執行委員・監察委員を兼任することを得ず。但し中央執行委員・中央監察委員は各該委員會の許可を経て其他の黨務執行委員・監察委員を兼任することを得。候補執行委員及び候補監察委員に付亦同じ

第十一章 紀律

第七十九條 凡そ黨員は左に掲ぐる紀律を恪守すべし

一、黨章を遵守し黨義に服従す

二、黨内各問題は自由に討論することを得。一度決議を経たる後は絶対に服従すべし

三、黨の秘密を嚴守す

四、黨外に於て黨員及び黨部を攻撃するを得ず

(附註) 本黨は歴史的使命を帯びて奮闘し中國領土の完全自由及び平和は全く本黨奮闘の成功に依る。此成功を求めんと欲すれば必ずや紀律の森嚴に頼るべし。黨の成敗は一に此に繫る。共に之を勉めん事を望む

第八十條 凡そ前記各條に擧ぐる紀律を違犯したる者は夫々以下の懲戒に處す

一、警告

二、一定期間黨員の享有權停止

三、短期間黨籍解除

四、永久黨籍解除

黨籍除去處分は下級黨部に於て檢舉し、省黨部に於て判決し、中央の許可を受けたる後之を執行すべし。既に黨より除名せる黨員は本黨政府機關に服従することを得ず。若し地方全部が上記各條に列記するの紀律を違犯したるときは以下の處分を受くべし。

甲 全部黨員の再登記を行ひ之を取捨す

乙 全部の解散を行ふ

第八十一條 凡そ黨員個人又は地方全體黨員告訴若くは彈劾せられたるときは所屬黨部監察委員又は監察委員會に於て詳細

に審査して判決の上、該級執行委員會に交付して處分を執行すべし。若し處分を受けし者不當と認めたるときは上級執行委員會及び全國代表大會に上告することを得。但し上級執行委員會又は全國代表大會が未だ辦法を決定し得ざる以前に於ても尚ほ本處分を執行すべし。各級黨部の告訴若くは彈劾せられたるとき亦同じ。

全國代表大會は黨員個人又は地方全體黨員の黨籍恢復を判決することを得

第十二章 經 費

第八十二條 本黨の經費は黨員の納むる黨費並に所得税及び其他の收入を以て之に充つ

第八十三條 黨費は毎月一人に付銀二角を納入すべし。黨員失業疾病等の事故ありたるときは所屬黨部に於て登記をなしたる上、黨費納入を免除するを得。但し該部は此理由を上級執行委員會に報告すべし

第八十四條 黨員許可なくして黨費未納三ヶ月に及ぶときは其黨員の享くべき權利を暫時停止す

附 則

第八十五條 本總章の解釋權は本黨部最高權力機關に在り

第八十六條 本總章は全國代表大會に於て議決し公布の日より效力を發生す

附言。

本文中、清末より蔣介石がソ露に使したまでの叙述は、余が昔て支那年鑑の編纂を企てたる際、畏友波多野氏が余の爲に特に寄せられた原稿を、同氏の同意を得て其まゝ沿用して成れるものである。又、改組後の國民黨に就ては、あまり流布されぬ幾つかの材料を清水董三氏並に頼沼三郎氏に仰いだ。合せ附記して謝意を表する。猶、此一文は余が簡撰したる『支那政治組織の研究』の一節に録してをいたところ、書肆の都合で此一書は數日前急に發刊されたから、本稿は本誌前號分を以て打切りとしたかつたのであるが、一つには前號に如上の附言を

支那政黨史抄

八六

添えなかつたことと、二つには本稿は元と次ぎの機會に余が本誌に寄せようとする『黨争の支那社會に及ぼす影響』なる一文の序説を作すものであるところから、貴重なる本誌の紙面を忍んで煩はした次第である。大方讀者の方正を乞ふ。猶、本稿參考資料左の如し

- (1) 孤軍第二卷五・六期、政黨號 (2) 高一涵著二十年來中國之政黨(東方雜誌二十週年紀念號) (3) 謝彬著
 民國政黨史 (4) 商務印書館印行中國秘密社會史 (5) 陳味涼著中國々民黨之沿革與組織 (6) 甘乃光著中國
 々民黨之幾個根本問題 (7) 汪精衛著中國國民黨史概論 (8) 王恒著中國々民黨々義 (9) 曹雪松著國民革命
 的兩大使命 (10) 徐江編著共產主義與中國 (11) 濟黨急進會印行濟黨運動 (12) 孫中山先生演說集 (13) 民智
 書局印行孫中山先生遺教 (14) 半粟編著中山出世後中國六十年大事記 (15) 陶希聖著國民黨的革命方略(新生
 命第一卷八號) (16) 吳大鈞著第三屆中委第四次全體會議紀實(時事月報第三卷六期) (17) 吳稚暉著中山先生
 革命的兩基礎(現代評論第二卷二十七・三十一・三十三期) (18) 陳茹玄著民國憲法及政治史 (19) 清水董
 三著中國々民黨(同文書院支那研究第十二號) (20) 同氏著新支那の斷面 (21) 笹川潔述支那動亂の回顧(啓明
 會第二十三回講演集)(22) 山本象太郎著支那の動き (23) 別府重夫譯廣東から上海へ (24) 布施勝治著支那國
 民革命と馮玉祥 (25) Tang Leang Li: The Inner History of the Chinese Revolution; pp. 151-319. (26) No
 Yong Park: Making A New China; pp. 17-63. (27) J. Chi-Hung Lynn: Political Parties in China; pp. 31-
 94. (28) 其他、國民政府各部印行之公報類